

○東京科学大学機関リポジトリ運用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、東京科学大学（以下「本学」という。）が設置する東京科学大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 リポジトリは、本学の研究・教育活動に関連して生成された論文・研究データ等の著作物を電子的な手段によって蓄積し、学内外に無償で公開することにより、研究・教育活動の発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 成果物 本学の研究・教育活動に関連して生成された論文・研究データ等の著作物をいう。
- 二 役職員等 本学に在籍する全ての役員、職員及びその他これらに類する者（研究員及び特別研究員を含む。）をいう。
- 三 学生 本学の大学院課程若しくは学士課程に在籍する学生又は大学院研究生等の本学において研究活動を行う者をいう。
- 四 メタデータ 成果物に関する書誌情報、リンク情報等をいう。

(登録者)

第4条 リポジトリに成果物を登録・公開できる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 本学に在籍する、又は在籍したことがある役職員等及び学生
- 二 その他図書館長が適当と認めた者

(登録対象)

第5条 登録者がリポジトリに登録・公開することができる成果物は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- 一 登録者が、本学在籍中に作成に関与したものであること。ただし、栄誉教授及び名誉教授については、在籍期間後に作成した成果物も対象とする。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 学術雑誌、学協会誌、会議論文集等に掲載された学術論文
 - ロ 公刊された学術書又はその一部
 - ハ 学内紀要に掲載された紀要論文
 - ニ 本学が学位を授与した博士論文
 - ホ 本学の教育プログラムにおいて作成された修了論文
 - ヘ 研究・教育活動の過程で生成された研究データ
 - ト 講演会、学会等において発表した資料
 - チ その他図書館長が認めたもの

三 電子的フォーマットで作成され、ネットワークを通じて配信が可能であること。

四 法令上、社会通念上及びセキュリティ上の問題が生じないものであること。

2 メタデータは、原則として、前項の条件を満たす成果物に係るものだけに限り、登録・公開することができる。

(登録・公開)

第6条 登録者は、成果物の登録・公開を希望する場合、別に定める登録手段に従って、本学に成果物及びそのメタデータを提出するものとする。

2 前項の登録・公開に当たり、登録者は、次に掲げる条件を保証するものとする。

一 登録・公開する成果物は、公序良俗に反せず盗用・剽窃等による成果でないこと。

二 複数の者で作成された成果物の登録・公開を希望する場合、事前に当該成果物の全ての共同著作者からリポジトリでの登録・公開に関する許諾を得ていること。

3 第1項の登録・公開に当たり、登録者は、次に掲げる条件を承諾するものとする。

一 登録者が故意又は過失により、著作権を保持していない、又は利用許諾取得未了の研究成果を登録・公開した場合、その責任は当該登録者が負うこと。

二 第10条の規定に基づき、登録・公開された成果物が削除される可能性があること。

4 博士論文の登録・公開に当たり、登録者は、東京科学大学学位規程（令和6年規程第91号）第19条の規定に基づき、当該学位論文の全文又はその内容の要約を登録・公開するものとする。

(登録・公開された成果物の利用)

第7条 本学は、リポジトリに登録・公開された成果物について、リポジトリの利用者（以下「ユーザ」という。）による次に掲げる利用ができるよう、整備する。

一 検索

二 ダウンロード及び閲覧

三 メタデータの抽出及び出力

2 本学は、本学又は外部機関が構築・運営する他の学術情報提供システムに対して、登録・公開された成果物を提供することができる。

(ユーザの利用条件)

第8条 リポジトリに登録・公開された成果物の利用に当たり、ユーザは次に掲げる条件を遵守しなければならない。

一 著作権法（昭和45年法律第48号）を遵守し、同法で定める著作権の制限規定の範囲内で利用することとし、この範囲を超える利用に際しては著作権者の許諾を得るものとする。ただし、当該成果物に制限規定の範囲を超えた利用を許諾するライセンスが設定されている場合は、この限りでない。

二 リポジトリの機能や他のユーザの利用に重大な影響を及ぼす行為を行わないこと。

(研究成果の著作権の取扱い)

第9条 リポジトリに登録・公開された成果物における著作権の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

一 成果物がリポジトリに登録・公開された後も、著作権は、著作権者の元に留保される。

二 成果物の公開に当たり、本学は、著作者及び著作権者を表示する。

(登録された成果物の削除又は非公開化)

第10条 次に掲げる事項に該当する場合、本学は、リポジトリに登録・公開された成果物を削除又は非公開化する。

一 登録者が、リポジトリから当該成果物の削除又は非公開化を希望する場合

二 第6条第2項各号に掲げる条件を満たさない、又は内容が著しく不適切であると本学が判断した場合

三 その他、登録・公開によって支障が生じると本学が判断した場合

(免責事項)

第11条 本学は、リポジトリにおける成果物の登録・公開又は利用によって生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(事務組織)

第12条 リポジトリに係る事務は、情報部図書館情報管理課において処理する。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、図書館運営委員会において別に定める。

附 則

この要項は、令和8年9月20日から施行し、令和8年8月20日から適用する。